

青森 タイムトラベル

第1回

【問合せ】
市史編さん室
(☎017-732-5271)

市では、平成8年度から、市民の皆さんの郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに、貴重な歴史資料を市民共有の財産として次の世代に引き継ぐため、『新青森市史』の編さん事業を進めています。また、『浪岡町史』は平成17年3月までに全巻刊行されています。

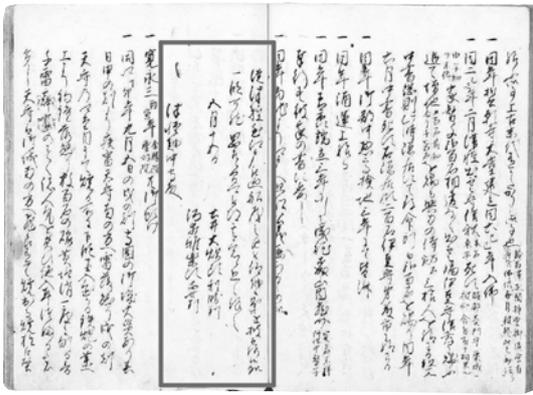
これらの成果を市民の皆さんにお伝えすることで、本市の歴史に対する理解を一層深めていただくため、青森市の歴史や民俗などについて、「青森タイムトラベル」として本紙で紹介していきます。

『青森』、誕生

昨年12月に市民の皆さんに配布した『青森市民ガイドブック2011』で、「青森の歴史」と題して、古代から現在に至るまでの本市の歩みを写真とともに紹介しています。今回は、このガイドブックで紹介したテーマのうち、「青森」誕生の歴史について、もう少し詳しくご紹介します。

青森開港のきっかけ

「青森」という名前がついた町がこの地で産声をあげたのは、江戸時代の前期、今から約390年ほど前、西暦1620年代中頃のことです。そのきっかけとして注目されているのは、写真①（四角で囲んだ部分）としてあげた、寛永2年（1625）5月15日付の文書です。



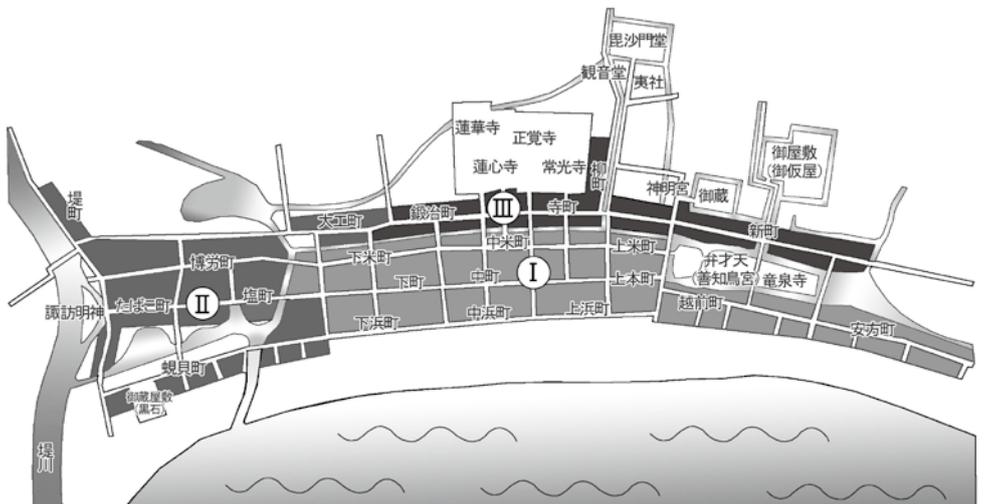
写真① 「津軽一統志」巻第8
弘前市立弘前図書館蔵

この文書の内容をかいつまんでいみると、このとき、弘前藩は江戸へ米

（具体的には、江戸藩邸でつかう米）を船で運ぶ許可を幕府から得ました。これによって、津軽から太平洋を使つて江戸へ向かう海運に参加することができるようになりました。そこで、このルートの拠点として選ばれたのが、青森の地であったのです。弘前藩では、これを機に、ここに湊を整備し、同時に町立て（町づくり）を行うことにしました。つまり、青森の町立ては、湊の整備と同時進行で進められたのです。

また、近年、写真①についてもうひとつの解釈が示されるようになりました。それは、写真①の内容は、湊の築港が完了したことによって許可されたものであって、湊の整備が開始されたのはそれ以前、具体的には元和9年（1623）であるというものです。

本市の歴史をつづつた本を開いてみると、青森の地に湊が開かれたのは「寛永元年」であると書いてあるものが多いと思います。しかし、現段階の研究成果でいうと、ここで紹介したように二つの説がありますが、少なくとも「寛永2年」という年がきっかけになるだろうと考えられます。

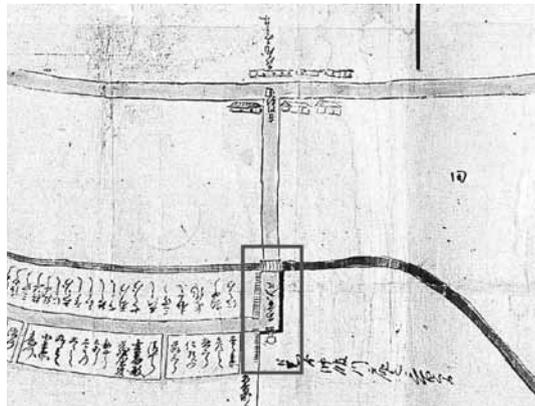


図① 貞享元年（1684）頃の青森町

三段階の町立て

図①は、約330年前の青森町の様子を表現したもので、ここに描かれた範囲が、江戸時代の青森町になります。なお、この図をみるときに注意していただきたいのは、北（陸奥湾）が下になっていることです。ですから、町の

東の端にあたる堤川は図では左側に描かれていますが、また、西の端は安方町で、ここへの入り口には柵が設けられ、制札場（藩などからの命令やお知らせなどを立てた場所）のようなものがあつたようです（図②四角で囲んだ部分）。ただし、ここが現在のどこかはわかりません。



図② 安方町入り口（貞享元年頃「青森町絵図」）
弘前市立博物館蔵

さて、弘前藩は、この地での町立てに際して、①農業に従事しない者に移住を勧め、これに応じた場合は10年間年貢などを免除する、②外浜（そとがはま）にやってくる商船の着船を青森の湊に集中させる、③新たに町人身分となった者には、弘前城下の町人とおなじ特権を与え、一か月に六回行われる市である「六斎市（ろくさいいち）」の開催を許可する、といった優遇策を取って推進しようとした。

した。

町立ては、大きく三段階で進められ、図①にⅠ・Ⅱ・Ⅲと示した三つのゾーンがその各段階に相当します。

まず、Ⅰの第一期は、陸奥湾に面した安方町・越前町・浜町のほか、大町・米町など、青森町の中心部分の町立てが進められました。これらのうち、越前町は、越前（福井県）に出自を持つ人々が進出してきたのだろうと思われる。このことは、先に述べた移住奨励策との関わりがありそうです。また、同じ時期の弘前城下では、日本海沿岸地域に出自が求められる町人層がいました。青森町の場合も、弘前城下と同じくこれらの地域の人々が進出したとみていいでしょう。



写真② 御飯屋跡の碑（青森県庁内）

つぎに、Ⅱの第二期は、堤川沿岸の塩町・博労町・葭町と蛸貝町などで、

Ⅲの第三期は南側の鍛冶町・寺町・柳町・新町が取り立てられました。なお、この第三期は、現在の県庁の位置に御飯屋（写真②）が建設されるなど、藩が青森町を治めるしくみが整えられた時期でもあります。そして、第一期から第三期まで、おおよそ45年ほどの時間をかけて、寛文10年（1670）代にすべての町立てが終了しました。

新旧ふたつのゾーン

さて、ここで先の優遇策とこの三段階の町立ての関係についてみていくことにしましょう。現在確認できる文献史料によれば、この優遇策が講じられたのは、ちょうど町立ての第一段階、すなわちⅠのゾーンが形成される時期に相当します。逆にいうと、Ⅱ、Ⅲのゾーンでは、この優遇策が適用されないということになります。これは何を意味するのでしょうか。ここでは、Ⅱのゾーンを例に考えてみることにします。

『新青森市史』通史編第一巻などの成果によれば、江戸時代に青森という町ができる以前、現在の堤川河口部には「堤浦」と呼ばれた湊があり、旅人が疲れをいやす宿場もあつたといえます。つまり、この頃の堤川周辺には、人と物が頻繁に行きかう、活気に満ちた都市的な空間があつたといえます。こうした堤川周辺地区の評価をふまえると、Ⅱのゾーンは、この地に新し

く町立てを始める以前に、すでに堤川周辺が町場として一定の成長を遂げていたと考えられないでしょうか。ですから、ここにはⅠのゾーンのような優遇策を持ち込む必要がなかったのではないのでしょうか。したがって、17世紀の後半に町立てが完了した青森の町は、移住者を募るなどして新しく町立てが推し進められたⅠのゾーンと、それ以前からあつた都市的な空間を核としたⅡのゾーン、この新旧ふたつの空間でもって構成された町であるといっているでしょう。

（市史編さん室事務長 工藤大輔）

本市の藩政時代の歴史については、このたび刊行した『新青森市史』通史編第二巻近世（詳細は20ページ）で、さまざまな角度から紹介していますので、あわせてご覧ください。

登録はこちらから！

◆青森市メールマガジンで青森の歴史や民俗などにまつわる情報を配信中

4月から、青森市の歴史や民俗などに関する情報をコンパクトに発信する「あおもり歴史トリア」を毎週金曜日に配信しています。

青森市ホームページ

携帯サイト「青森市mini」
アドレス・QRコードは表紙に掲載

※既にメールマガジンに登録されている場合は、登録内容が上書き更新されますので、項目の追加をする場合、希望の配信項目を全てチェックしてください。